

# I 総説

- 1 沿革
- 2 南部福祉保健所管内図
- 3 庁舎案内図
- 4 福祉保健所の組織
  - 1) 組織・担当者数
  - 2) 各班の所掌事務
- 5 所内相談業務案内
- 6 人口動態統計
  - 1) 人口
  - 2) 人口動態
- 7 企画調整業務
  - 1) 協議会等開催状況
  - 2) 健康危機管理対策
  - 3) 重点連携事業について
- 8 予算



# 1 沿 革

	南 部 保 健 所	南 部 福 祉 事 務 所
昭和 26年 6月 7月	保健所竣工(予算1万5千ドル) 名称を「南部保健所」とし、沖縄群 島政府社会局のかい庁として発足	
27年 1月	医官4人、公看17人、衛生検査 官6人その他総員56人を任命	
4月1日	立法第5号「琉球政府臨時中央政 府厚生局設置法」により南部保健 所は厚生局のかい庁となる	琉球政府創立
28年 4月	琉球政府創立、 糸満出張所、与那原出張所設置	
29年 8月	南部保健所を那覇保健所に改称	琉球政府事務部局組織改正に伴 い、南部地区を管轄する南部福祉 事務所が設置され、那覇市美栄橋 町の沖縄中央児童相談所の2階に 事務所が置かれる。事務所発足と 同時に庶務係、保護係が設置され 各係に主任が置かれ福祉三法の業 務が開始される。
30年10月		南部福祉事務所是那覇福祉事務 所と改称され、沖縄中央児童相談 所2階から那覇市美栄橋町の玉寄 洋服店2階に移転する。
32年11月26日		琉球政府行政事務部局組織法の 改正により、庶務係、保護係をそ れぞれ庶務課、保護課の二課制と なる。
33年		那覇市美栄橋町の琉球結核予防 会の2階に移転する。
35年 6月9日		保護課に査察指導員が配置され る。
36年 2月	東風平支所設置	
38年 7月16日		那覇市字与儀585番地に独立した 庁舎の建設に伴い移転する。
42年10月	久米島支所竣工	
43年 6月	渡名喜村・栗国村公看駐在所竣工	
11月	南大東村公看駐在所竣工	
45年12月	座間味村公看駐在所竣工	

	南部保健所	南部福祉事務所
47年 5月15日	復帰に伴い沖縄県那覇保健所に改称	本土復帰に伴い、那覇福祉事務所は沖縄県南部福祉事務所と改称され福祉課が新設され、三課制となる。庶務課は、総務課と改称され、地域指導員が配置される。復帰前、中部福祉事務所の管轄にあった西原村が福祉地区の一部変更に伴い、南部福祉事務所に移管され、管轄区域18町村となる。 更に、本土法の適用により、那覇市福祉事務所の新設に伴い、社会福関係業務が移管され、家庭児童相談室の新設。
48年 1月 1日		糸満市福祉事務所の新設に伴い、社会福祉関係業務が移管される。
49年 3月25日	保健所新築竣工660㎡	
4月	東風平支所廃止	
50年 8月	糸満及び与那原出張所を廃止	
51年 3月	北大東保健婦駐在所竣工	
53年 4月 1日		機構改革により総務課長兼務の次長制が敷かれるとともに、査察指導員が主任主事と改められ格付が図られる。 婦人相談業務の集中管理に伴い、婦人相談所へ業務が移管される。
6月 1日		
54年 1月30日	渡嘉敷保健指導所竣工	
55年 8月19日	保健所本館増築1,124㎡	
56年 9月14日		住居変更に関する法律に基づき、新しい住居表示制度によって那覇市与儀1丁目1番24号に所在地変更される。
57年 3月20日	仲里保健指導所竣工	
3月31日		庁舎の増改築工事（1階87.45㎡、2階104.40㎡）、総床面積548.25㎡（1階265.65㎡、2階282.60㎡）。
59年 4月 1日		福祉事務所の機構改革によりこれまでの次長兼総務課長から次長兼保護課長に、また地域福祉担当指導員が廃止となる。
60年 3月16日	粟国保健婦駐在所の老朽化に伴う新築	
61年 6月13日	管内食品営業者の民間団体「沖縄県食品衛生協会南支部」を設立	

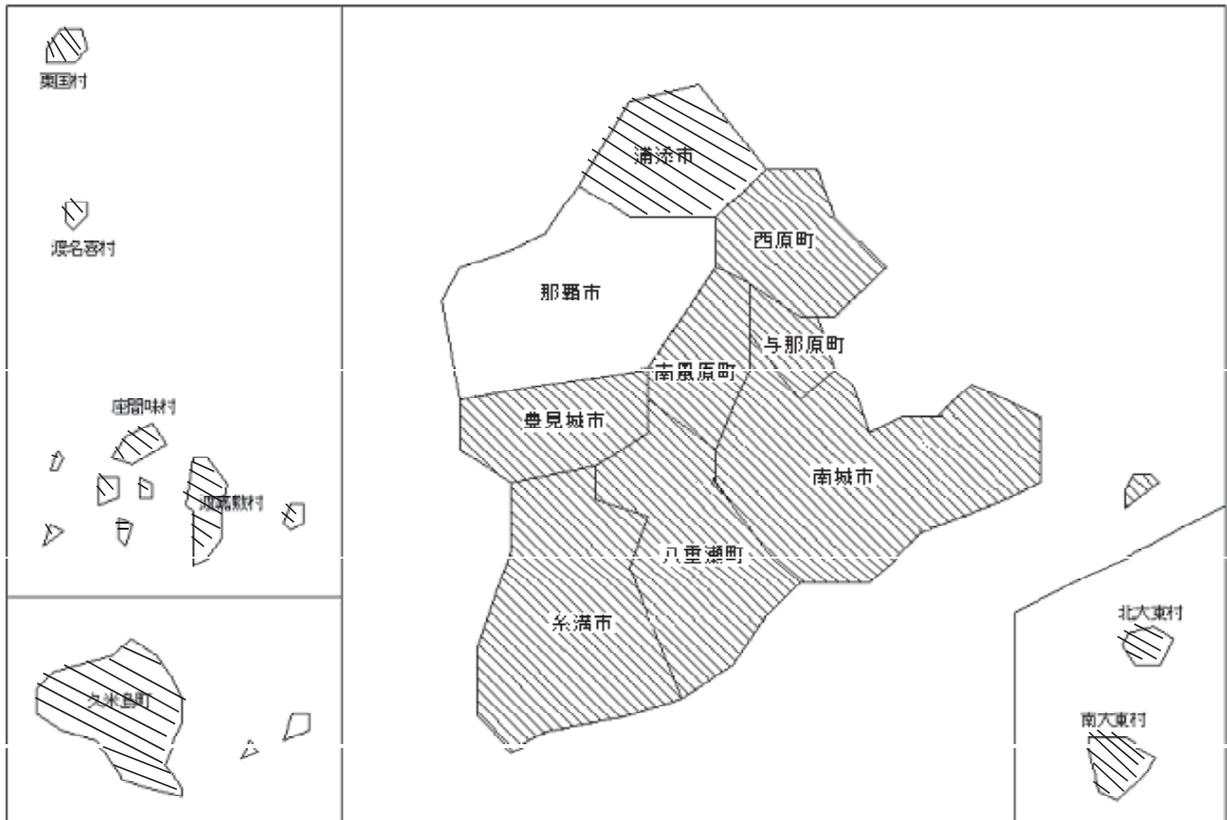
	南部保健所	南部福祉事務所
62年 4月 1日	職員定数92人から93人へ、1人増 (精神衛生担当1人増員)	
63年 3月 1日	庁舎を南風原町字宮平212番地に 新築移転し、名称も那覇保健所か ら南部保健所へ改称	
20日	南大東保健指導所竣工	
4月 1日	職員定数改正により93人から91人 へ、2人減(保健婦、用務員)	
平成 元年 2月 4日		那覇市与儀1丁目3番1号沖縄県 南部合同庁舎内に移転(1階保護 課・福祉課・2階総務課)
3月12日	座間味保健指導所竣工	
4月 1日	定数91人から90人に改正	
2年 3月14日	渡名喜保健婦駐在所竣工	
4月 1日	職員定数改正により87人、2人減 (主任、用務員)(欠医師1)	
3年 3月20日	健康増進室竣工	
4月 1日	職員定数改正により85人、2人減 (主任1、用務員1)	
4年 4月 1日	職員定数84人、1人減(主任1)	
5年 4月 1日	職員現員83人(欠技師、欠医師1)	老人福祉法及び身体障害者福祉法 の改正に伴い、老人及び身体障害 者の措置権事務が町村に移管され る。
6年 1月26日	北大東保健婦駐在所取りこわし	福祉事務所の組織機構の一部改正 により総務課が総務調整課とな り、福祉指導主事が配置される。 また福祉課は地域福祉課となる。
4月 1日	職員現員86人	
7年 3月27日	北大東保健婦駐在所竣工	
6月 1日	職員現員83人	
7月22日		那覇市旭町1番地沖縄県南部合同 庁舎内に移転(1階保護課・地域 福祉課・2階総務調整課)
8年 7月 1日	職員現員82人	
9年 3月31日	市町村保健婦駐在制廃止に伴い、 保健婦の所内引き上げ(20市町村) 及び駐在所等の名称を～相談所 に変更	
9年 4月 1日	地域保健法全面施行 保健指導所無償譲渡 (仲里村・粟国村)	町村社会福祉協議会の指導監査事 務が県生活福祉部福祉総務課監査 指導班から引継れる。

	南部保健所	南部福祉事務所
12月 10年 4月 1日	職員現員73人 保健婦業務受託事業開始 (座間味村、渡名喜村、北大東村) 南部保健所組織改正 (健康増進課、保健福祉課、生活環境課、総務課に企画情報班を新設) 南部保健所(1階)増改築竣工 保健指導所無償譲渡 (南大東村・座間味村・渡嘉敷村) 保健婦業務受託事業 (渡名喜村・北大東村)	沖縄県組織改正により生活福祉部が福祉保健部となる。
12月25日 11年 4月 1日	職員現員72人 一般エックス線装置の老朽化により新規装置の設置 渡名喜保健相談所、北大東保健相談所を中央保健所へ所属替え、浦添市、仲里村、具志川村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村が管轄区域の変更により中央保健所に移管され、管轄市町村は11になる。	
12年 4月 1日	職員現員58人 職員現員55人、昨年度より2名減 (運転士1名、保健婦1名) 南部福祉事務所との統合に向けての事務調整	
14年 2月28日	南部保健所と南部福祉事務所の統合のための増設工事竣工	
	南部福祉保健所	
14年 4月 1日	沖縄県行政組織規則の一部改正により、南部福祉事務所と南部保健所が統合し、南部福祉保健所となる。これに伴い組織は、企画課、福祉課、地域保健課、健康推進課、生活環境課の5課体制となり、福祉課は保護班と地域福祉班の2班体制となる。 母子、寡婦福祉相談業務の浦添市分が管轄区域の変更に伴い中部福祉事務所より委譲される。 豊見城市福祉事務所の新設に伴い、社会福祉関係業務が移管される。 精神保健福祉法の一部改正に伴い、通院医療費公費負担制度等の申請窓口が市町村へ移管される。	
15年 4月 1日	支援費制度施行に伴って、知的障害者の施設入所の事務が町村に移管される。	
8月10日	支援費制度に関する市町村指導及び指定居宅支援事業者等への実施指導が福祉保健所の業務として規定される。	

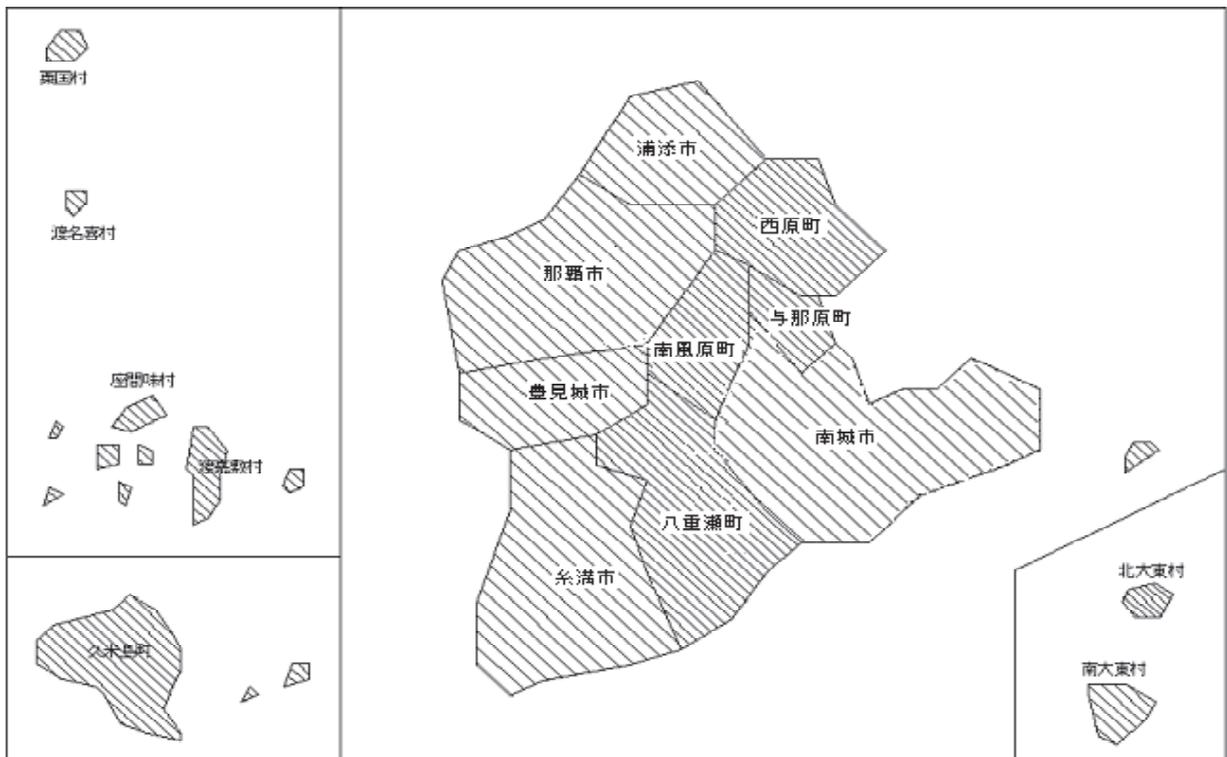
<b>南 部 福 祉 保 健 所</b>	
17年 4月 1日	介護保険法による居宅サービス事業者及び介護支援事業者の指定・変更及び指導・監査が福祉事務所の業務として規定される。
17年10月27日	児童福祉法改正により市町村が要保護児童の通告機関として規定されたことから町に児童相談業務が移管される。
18年 1月 4日	南城市福祉事務所の新設に伴い、社会福祉関係業務が移管される。
18年 3月31日	一般健康診断業務の終了。
18年 4月 1日	支援費制度から障害者自立支援法に制度改正される。障害者自立支援法による市町村指導及び障害福祉サービス事業所等への指導・監査が福祉事務所の業務として規定される。  沖縄県行政組織規則の一部改正により、南部福祉保健所の組織が、企画課、福祉課、地域保健課、健康推進課、生活環境課の5課体制から、総務福祉班、生活保護班、生活環境班、健康推進班、地域保健班の5班体制となる。また、企画調整スタッフが所長の下に置かれる。
23年 4月 1日	沖縄県行政組織規則の一部改正により、南部福祉保健所の組織が、総務福祉班、生活保護班、地域保健班、健康推進班、生活環境班の5班体制から、総務企画班、地域福祉班、生活保護班、地域保健班、健康推進班、生活環境班の6班体制となり、企画スタッフが総務企画班に再編される。  女性相談員による相談窓口として、「南部配偶者暴力相談支援センター」が設置される。
25年 3月 4日	中央保健所との統合に係る増改築工事が竣工。
25年 4月 1日	沖縄県行政組織規則の一部改正により、中央保健所は廃止となり、それに伴い、保健所圏域の所管が拡大した。また、南部福祉保健所の組織は、総務企画班、地域福祉班、生活保護班、健康推進班、地域保健班、生活衛生班、環境保全班の7班体制となった。
	<b>南 部 保 健 所</b>
	<b>南 部 福 祉 事 務 所</b>
28年 4月 1日	沖縄県行政組織規則の一部改正により、南部福祉保健所が南部保健所と南部福祉事務所に分離再編となる。これに伴い組織は、南部保健所は総務企画班、地域保健班、健康推進班、生活衛生班、環境保全班の5班体制となり、南部福祉事務所は総務班、地域福祉班、生活保護班の3班体制となる。

## 2 南部福祉保健所管内図（H27.4月現在）

1) 保健所圏域（那覇市保健所管内区域を除く） 4市5町6村



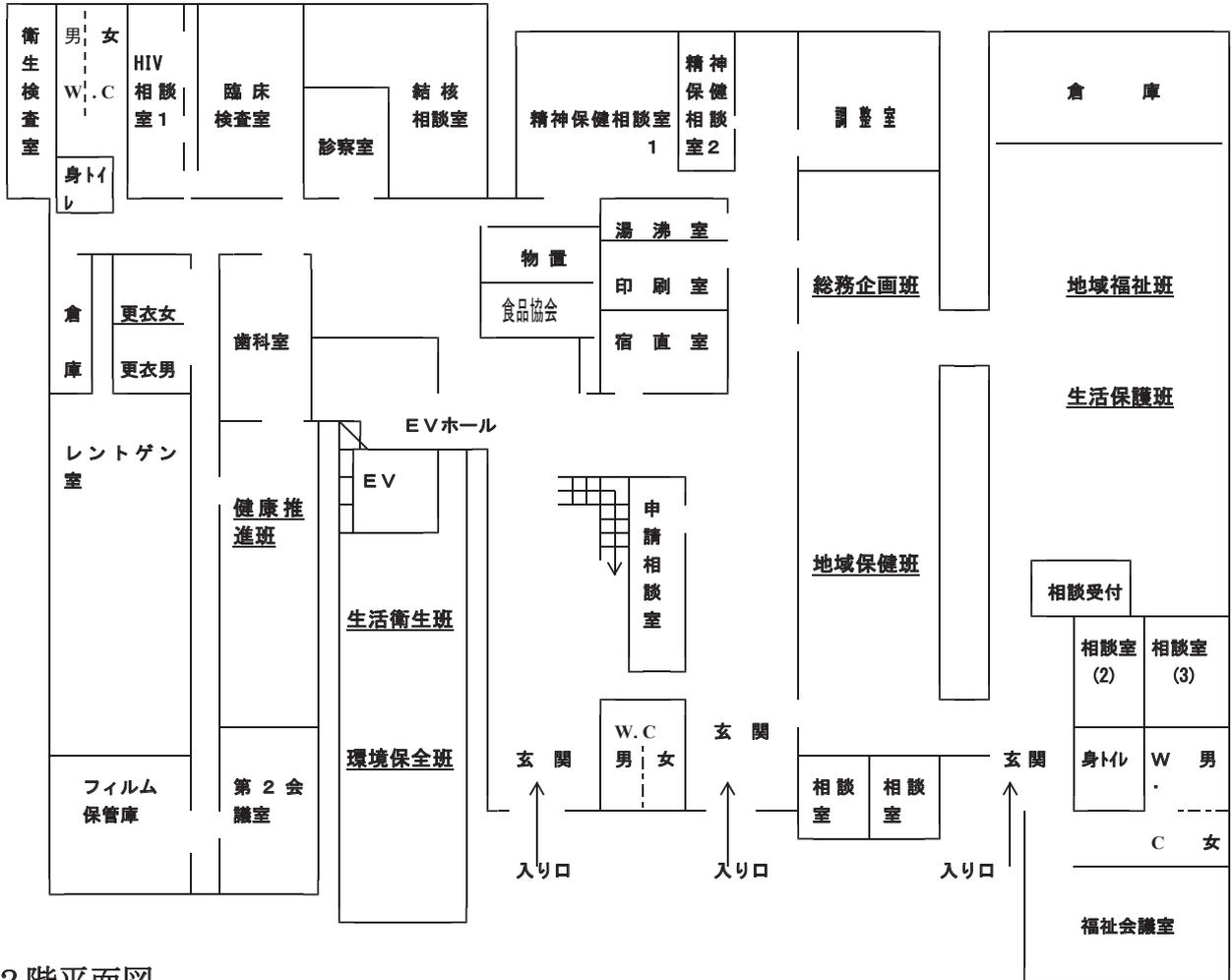
2) 福祉圏域 5市5町6村



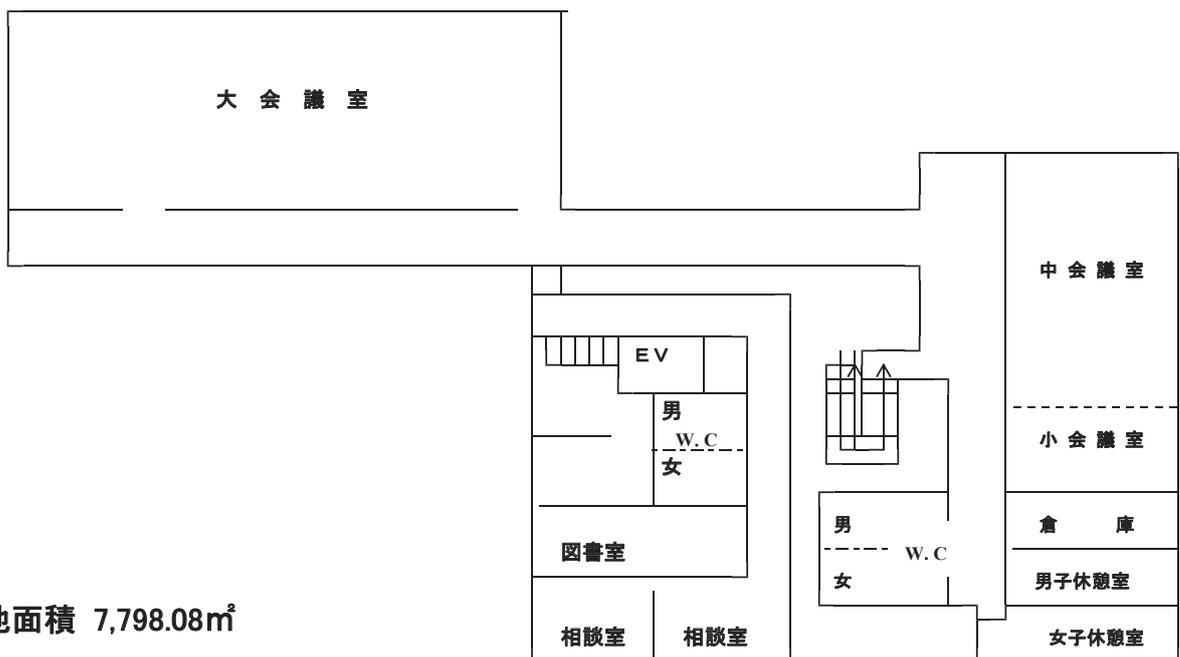
※生活保護は市部を除く。

### 3 庁舎案内図 (H27.4月現在)

#### 1 階平面図



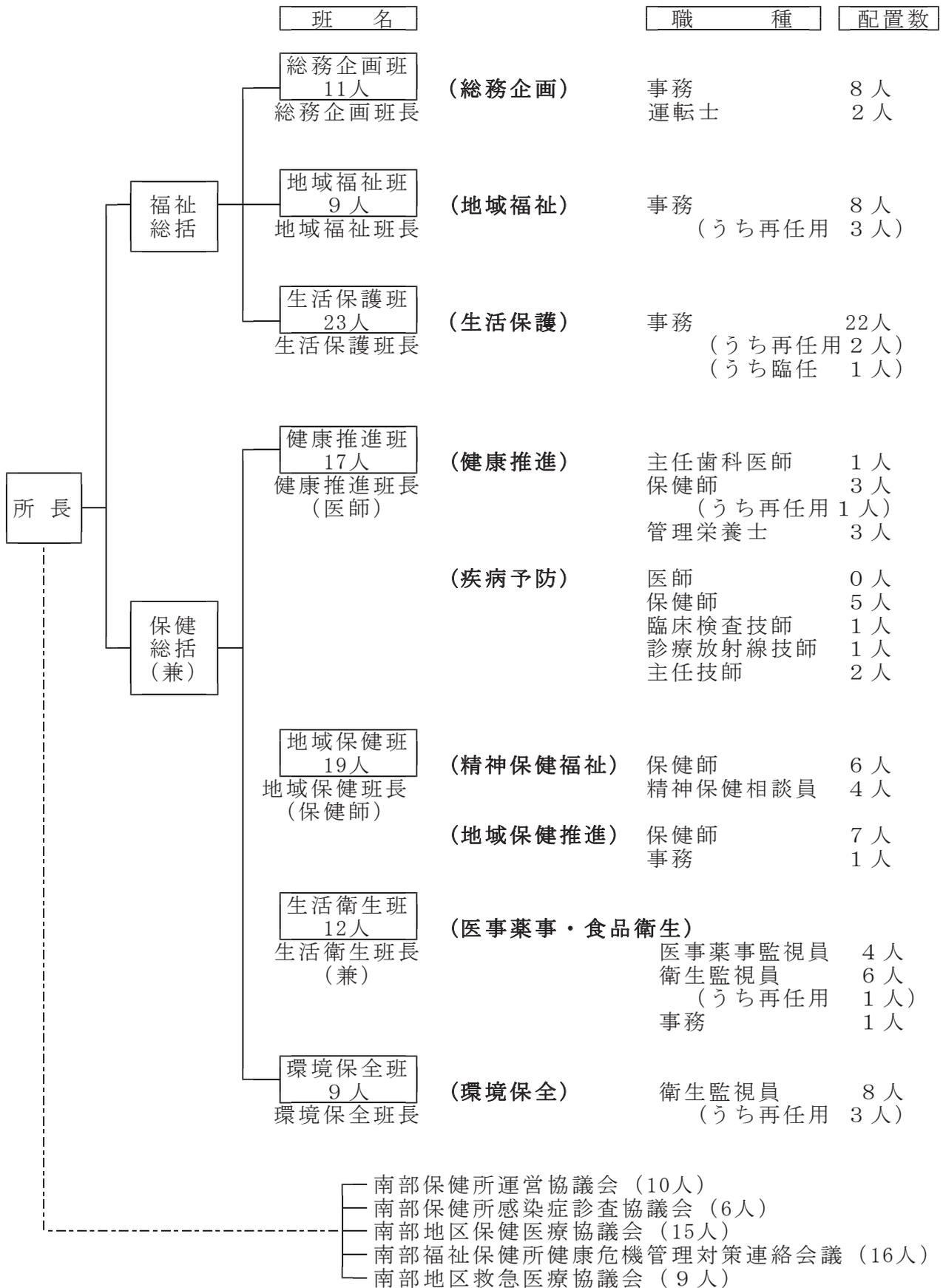
#### 2 階平面図



敷地面積 7,798.08㎡

## 4 南部福祉保健所の組織

平成27年4月1日現在 (定数98人)



## 2) 各班の所掌事務

### 総務企画班

- (1) 公印の管理に関する事
- (2) 所属の職員の身分、服務、研修、給与及び福利厚生に関する事
- (3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事
- (4) 予算経理、その他の会計事務に関する事
- (5) 所管する財産の管理に関する事
- (6) 一般会計の債権に関する事
- (7) 扶助費等の支出経理に関する事
- (8) 人口動態統計、その他地域保健に係る統計に関する事
- (9) 災害救助に関する事
- (10) 保健所運営協議会、その他の協議会に関する事
- (11) 健康危機管理に係る調整に関する事
- (12) 前各号のほか庶務一般に関する事
- (13) 他の内部組織の分掌に属しない事務に関する事

### 地域福祉班

- (1) 管内町村社会福祉協議会の運営指導、監査に関する事
- (2) 児童福祉に関する事
- (3) 知的障害者福祉に関する事
- (4) 母子・寡婦福祉に関する事
- (5) 母子・寡婦福祉資金の貸付・償還に関する事
- (6) 老人福祉に関する事
- (7) 障害者福祉法に関する事
- (8) 管内町村の児童福祉行政（保育所）に係る指導監査に関する事
- (9) 管内町村の自立支援給付支給事務及び指定居宅支援事業所の実施指導に関する事
- (10) 特別障害者手当等に関する事
- (11) 福祉サービスの連絡調整会議に関する事
- (12) 地域福祉に係る専門的・技術的指導に関する事
- (13) 市町村等関係機関との連絡調整に関する事（他班に係る事項を除く）
- (14) 家庭児童相談室の運営に関する事
- (15) 介護保険法に基づく事業者の指定及び変更等に関する事
- (16) 介護保険事業所の実地指導及び監査に関する事
- (17) 社会福祉学生の実習に関する事
- (18) DV被害者面接相談業務に関する事
- (19) 民生委員及び児童委員に関する事

## 市部について所管している事務

- (1) 民生委員・児童委員の活動費等支給に関する事
- (2) 療育手帳の交付に関する事
- (3) 母子・寡婦福祉に関する事
- (4) 自立支援給付支給事務の実施指導に関する事
- (5) 児童福祉行政（保育所）に関する事

### 生活保護班

- (1) 生活保護法施行事務に関する事

### 健康推進班

#### [健康推進]

- (1) 地域住民の健康の保持及び増進に関する事
- (2) 生活習慣病の予防に関する事
- (3) 栄養改善に関する事
- (4) 栄養士免許に関する事
- (5) 健康相談に関する事
- (6) 看護学生、医師、医学生、栄養士の実習・研修に関する事
- (7) 総合的な歯科保健事業の推進に関する事
- (8) 石綿健康被害申請業務に関する事

#### [疾病予防]

- (1) 感染症発生動向調査に関する事
- (2) 感染症の予防と発生時対応
- (3) 結核対策に関する事
- (4) 予防接種に関する事
- (5) 感染症検査に関する事

### 地域保健班

#### [精神保健福祉]

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事

#### [地域保健推進]

- (1) 母性及び乳幼児の保健に関する事
- (2) 母体保護法の施行に関する事
- (3) 小児慢性特定疾病に関する事
- (4) 特定疾患、その他の難治性疾患に関する事
- (5) 原子爆弾被爆者の健康診断に関する事
- (6) 保健師に関する事
- (7) その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事
- (8) 看護大学生の実習に関する事

## 生活衛生班

### [生活衛生]

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可及び一般食品衛生に関する指導監督に関すること
- (2) 食品の収去検査に関すること
- (3) 食中毒の疫学調査及び発生防止に関すること
- (4) 食品衛生教育に係わること
- (5) 食品衛生協会の育成指導に関すること
- (6) と畜検査に関すること
- (7) 興行場、旅館、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所等の環境衛生の許認可事務及び指導監督に関すること
- (8) 簡易専用水道に関すること
- (9) 墓地、納骨堂、埋火葬及び産あい物に関すること
- (10) 化製場ならびに死亡獣畜取扱場に関すること
- (11) 生活衛生関係同業組合の育成に関すること
- (12) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に関すること
- (13) 認定小規模食鳥処理場の立入検査及び衛生指導

### [医事・薬事]

- (1) 病院、診療所、助産所に関すること
- (2) 医師、歯科医師その他医療関係者の免許事務に関すること
- (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法の施行に関すること
- (4) 薬事法、毒物及び劇物取扱法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法の施行に関すること
- (5) 血液事業に関すること
- (6) 沖縄県薬物乱用防止協会南部支部の育成に関すること

## 環境保全班

- (1) 産業廃棄物監視指導、一般廃棄物処理の指導に関すること
- (2) 浄化槽法に関すること
- (3) そ族昆虫及び衛生害虫の駆除指導に関すること
- (4) 沖縄県赤土等防止条例に係る審査及び監視指導に関すること
- (5) 土壌汚染対策法に関すること
- (6) フロン類回収法、自動車リサイクル法に関すること
- (7) 公害の監視及び調査に関すること
- (8) 公害に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること
- (9) 温泉に関すること

## 5 所内相談業務案内

平成27年4月1日現在

業 務 内 容		実施曜日	時 間		担当班	電話番号		
			午前	午後				
結核	接触者検診	水		1:00～4:00	健康推進班	889-6591		
	結核相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00				
	エイズ検査(即日) ※予約制	火	9:00～10:30	1:00～3:00				
	性病相談・エイズ相談	月～金	9:00～12:00	1:00～5:00				
	肝炎相談(Ｂ型、Ｃ型)	月～金	9:00～12:00	1:00～5:00				
	肝炎治療費申請及び相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00				
健康相談		月～金	8:30～12:00	1:00～5:00				
精神保健	精神保健福祉相談	月～金	9:00～11:00	1:00～4:00			地域保健班	889-6945
	精神保健専門医相談 ※予約制	第2木		2:00～4:00				
	酒害相談 ※予約制	第3木		2:00～4:00				
難病	特定疾患医療費公費負担 申請及び相談	月～金	9:00～11:30	1:00～4:30				
	母子保健	小児慢性特定疾患申請・相談	月～金	9:00～11:30	1:00～4:30			
	特定不妊治療費助成申請	月～金	9:00～11:30	1:00～4:30				
	妊娠高血圧症候群等療養援護 費支給申請	月～金	9:00～11:30	1:00～4:30				
生活保護に関する相談		月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	生活保護班	889-0015 889-7150		
福祉関係相談	児童福祉に関する相談 (家庭児童相談室)	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	地域福祉班	889-6364		
	女性問題(DV等)に関する相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00				
	介護保険に関する相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00				
	知的障害児・者に関する相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00				
	身体障害児・者に関する相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00				
	母子・寡婦福祉に関する相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00				
生活	食品衛生相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	生活衛生班	889-6799		
	医事・薬事に関する相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00				
	環境衛生相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00				
環境	公害に関する相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	環境保全班	889-6799		
	廃棄物に関する相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00				

## 6 人口動態統計

### 1) 人口

#### (1)管内状況

当保健所は南風原町宮平に位置し、管轄区域は3市4町であったが、平成25年4月1日の那覇市の中核市への移行に伴う中央保健所の廃止により、浦添市及び離島町村を含む4市5町6村となった。管内の面積は349.20km<sup>2</sup>、平成27年10月1日現在の管内の総人口は407,146人、総世帯数は150,837世帯である。なお、下記に示すのは南部保健所所管分である。

表1 面積、世帯数、人口及び人口密度

平成27年10月1日現在

市町村名	面積(km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	現在人口(人)			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
			総数	男	女	
浦添市	19.48	44,350	112,562	54,781	57,781	5,778
糸満市	46.62	21,365	58,614	29,396	29,218	1,257
豊見城市	19.60	21,994	61,651	29,968	31,683	3,145
南城市	49.94	14,602	41,547	20,969	20,578	832
西原町	15.90	12,645	34,838	17,420	17,418	2,191
与那原町	5.18	7,074	18,419	8,918	9,501	3,556
南風原町	10.76	12,744	37,479	18,414	19,065	3,483
渡嘉敷村	19.23	433	736	415	321	38
座間味村	16.74	522	863	452	411	52
栗国村	7.65	386	812	439	373	106
渡名喜村	3.87	236	424	250	174	110
南大東村	30.53	740	1,415	829	586	46
北大東村	13.09	412	703	442	261	54
久米島町	63.65	3,671	8,047	4,247	3,800	126
八重瀬町	26.96	9,663	29,036	14,238	14,798	1,077
管内	349.20	150,837	407,146	201,178	205,968	1,166
沖縄県	2,281.00	569,455	1,429,529	701,927	727,602	627

資料：県統計課「平成28年沖縄県勢要覧」による。

人口及び世帯数は、県統計課「沖縄県の推計人口」による。

## (2)人口の年次推移

表2 人口の年次推移

各年10月1日現在推計

市町村名	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	対前年	
						増減数	増減率 (%)
浦添市			112,631	112,517	112,562	45	0.04
糸満市	57,507	57,858	58,196	58,503	58,614	111	0.19
豊見城市	58,279	59,182	59,947	60,846	61,651	805	1.31
南城市	39,774	40,076	40,485	40,954	41,547	593	1.43
西原町	34,834	34,997	34,948	34,862	34,838	-24	-0.07
与那原町	17,101	17,572	18,089	18,170	18,419	249	1.35
南風原町	35,708	36,126	36,574	37,142	37,479	337	0.90
渡嘉敷村			757	734	736	2	0.27
座間味村			850	872	863	-9	-1.04
栗国村			828	825	812	-13	-1.60
渡名喜村			431	432	424	-8	-1.89
南大東村			1,422	1,410	1,415	5	0.35
北大東村			668	692	703	11	1.56
久米島町			8,220	8,142	8,047	-95	-1.18
八重瀬町	27,043	27,415	27,968	28,473	29,036	563	1.94
管内	270,246	273,226	402,014	404,574	407,146	2,572	0.63
沖縄県	1,401,933	1,410,140	1,416,587	1,422,539	1,429,529	6,990	0.49

資料：人口は、県統計課「沖縄県の推計人口」による。

(3) 管内の人口構成

図1 管内人口ピラミッド

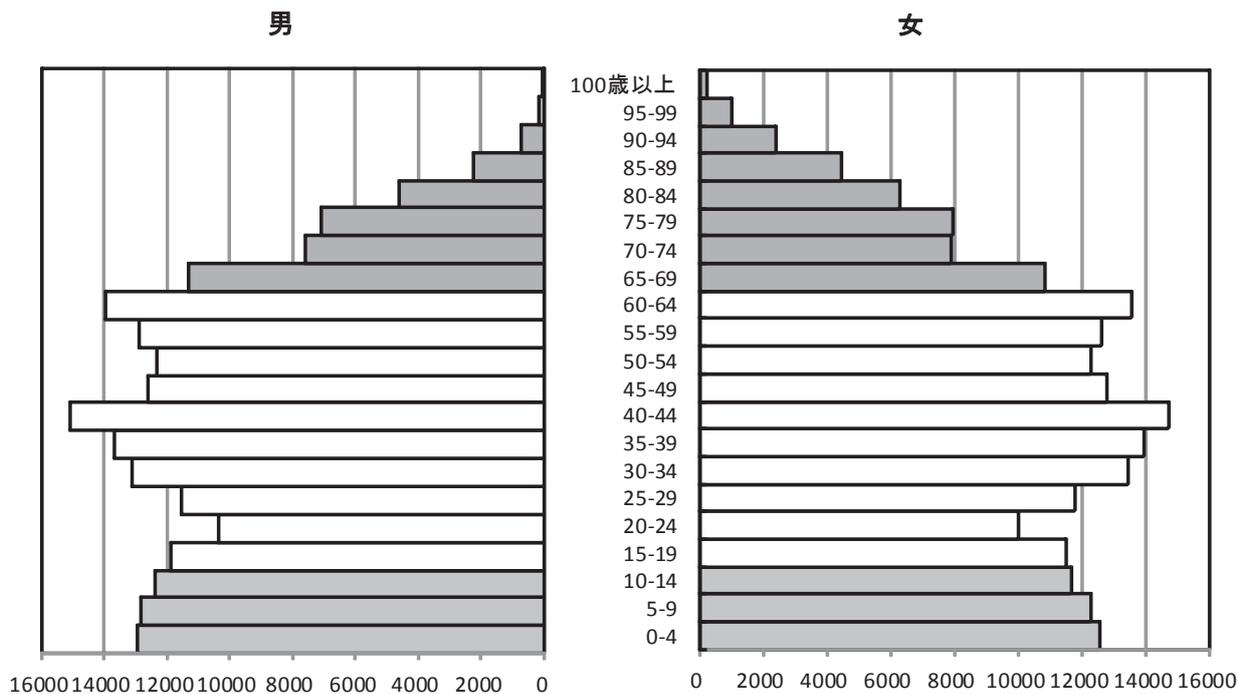


図2 管内3階級年齢構成

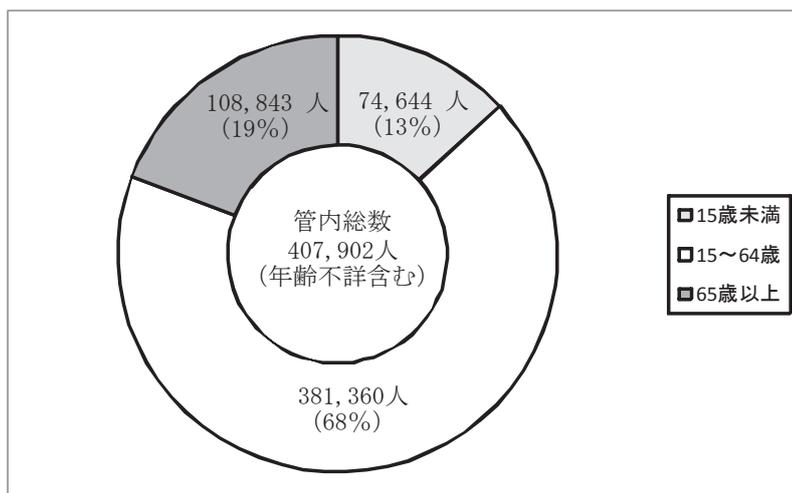
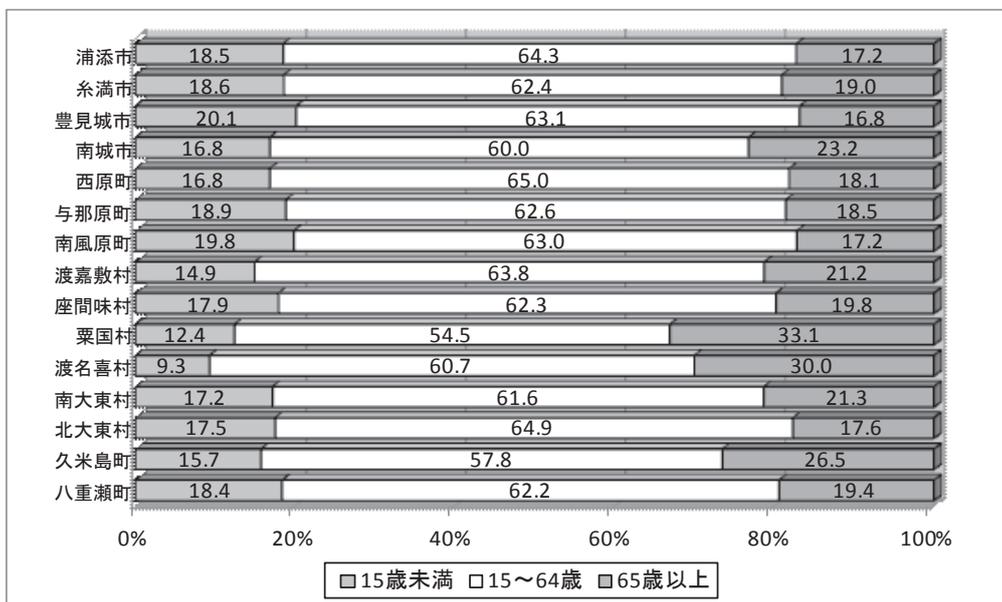


図3 市町村別3階級年齢構成



## 2) 人口動態

### (1) 人口動態統計

人口動態統計とは、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産について、各種届出書等から人口動態調査票が市町村で作成され、これを収集し集計したもので、人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

#### 用語の説明

自然増加：出生数から死亡数を減じたものをいう

乳児死亡：生後1年未満の死亡

新生児死亡：生後4週未満の死亡

早期新生児死亡：生後1週未満の死亡

死産：妊娠満12週以後の死児の出産

自然死産と人工死産 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに人工的処置（胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外は全て自然死産とする。なお、人工的処置を加えた場合でも次のものは自然死産とする。

1) 胎児を出産させることを目的とした場合

2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

#### 比率の解説

$$\text{出生・死亡・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000 \text{ (又は100,000)}$$

$$\text{死産率(総数・自然・人工)} = \frac{\text{年間件数}}{\text{年間出産数(年間出生数+年間死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{自然増加率} = \frac{\text{1年間の出生数} - \text{1年間の死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡・新生児死亡・早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間件数}}{\text{年間出生数+年間妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

(2) 人口動態統計結果の概要（集計客体：日本における日本人）

① 出生数は増加

出生数は 5,297 人で、前年の 5,042 人より 255 人増加（県 568 人増加）した。

出生率（人口千対）は 13.0（県 11.9）で、前年の 12.5（県 11.6）を上回った。

② 死亡数は増加

死亡数は 2,855 人で、前年の 2,980 人より 125 人（県 35 人）減少した。

死亡率（人口千対）は 7.0（県 8.0）で、前年 7.4（県 8.0）を下回った。

③ 乳児死亡数は 14 人で、前年の 13 人より 1 人増加した。（県 13 人減少）

乳児死亡率（出生千対）は 2.6（県 2.0）で、前年の 2.6（県 2.9）と同じ。（県 0.9 増加）

④ 自然増加数は 2,442 人で前年の 2,062 人より 380 人（県 603 人）増加した。

自然増加率（人口千対）は 6.0（県 3.9）で、前年の 5.1（県 3.5）を上回った。

⑤ 死産数は減少（県も減少）

⑥ 婚姻件数は増加

婚姻件数は 2,442 組で、前年の 2,276 組より 166 組（県 222 組）増加した。

婚姻率（人口千対）は 6.0（県 6.1）で、前年の 5.6（県 6.0）を上回った。

⑦ 離婚件数は増加

離婚件数は 972 組で、前年の 939 組より 33 組（県 32 組）増加した。

離婚率（人口千対）は 2.39（県 2.53）で、前年の 2.32（県 2.52）を上回った。

表 3 人口動態総覧の前年比較

	管 内					沖 縄 県		全 国	
	実 数			率		実 数	率	実 数	率
	平成27年	平成26年	対前年 増減	平成27年	平成26年	平成27年		平成27年	
出 生	5,297	5,042	255	13.0	12.5	16,941	11.9	1,005,677	8.0
死 亡	2,855	2,980	△ 125	7.0	7.4	11,326	8.0	1,290,444	10.3
乳児死亡	14	13	1	2.6	2.6	34	2.0	1,916	1.9
新生児死亡	6	6	0	1.1	1.2	16	0.9	902	0.9
死 産	116	129	△ 13	21.4	24.9	423	24.4	22,617	22.0
自然死産	58	73	△ 15	10.7	14.1	202	11.6	10,862	10.6
人工死産	58	56	2	10.7	10.8	221	12.7	11,755	11.4
周産期死亡	14	19	△ 5	2.6	3.8	55	3.2	3,728	3.7
22週以後の死産	12	16	△ 4	2.3	3.2	47	2.8	3,063	3.0
早期新生児死亡	2	3	△ 1	0.4	0.6	8	0.5	665	0.7
婚 姻	2,442	2,276	166	6.0	5.6	8,695	6.1	635,156	5.1
離 婚	972	939	33	2.39	2.32	3,603	2.53	226,215	1.81

資料：厚生労働省「平成 27 年人口動態統計（確定数）の概況」、「平成 26 年人口動態統計確定数」

※平成 27 年の率算出に用いた人口は「平成 27 年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」（総務省統計局）の日本人人口である。

表4 人口動態の年次推移

		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年※	
		実数	率								
出生	全国	1,050,806	8.3	1,037,231	8.2	1,029,800	8.2	1,003,539	8	1,005,677	8.0
	沖縄県	16,918	12.1	17,074	12.2	17,209	12.3	16,373	11.6	16,941	11.9
	管内	3,430	12.7	3,404	12.8	5,225	13.1	5,042	12.5	5,297	13.0
死亡	全国	1,253,066	9.9	1,256,389	10.0	1,268,432	10.1	1,273,004	10.1	1,290,444	10.3
	沖縄県	10,686	7.7	10,626	7.6	10,956	7.8	11,361	8.1	11,326	8.0
	管内	1,986	7.4	1,798	6.8	2,749	6.9	2,981	7.4	2,855	7.0
乳児死亡	全国	2,463	2.3	2,299	2.2	2,185	2.1	2,080	2.1	1,916	1.9
	沖縄県	40	2.4	46	2.7	30	1.7	47	2.9	34	2.0
	管内	8	2.3	6	1.8	13	2.5	13	2.6	14	2.6
新生児死亡	全国	1,147	1.1	1,065	1.0	1,026	1.0	952	0.9	902	0.9
	沖縄県	21	1.2	16	0.9	23	1.3	20	1.2	16	0.9
	管内	3	0.9	2	0.6	12	2.3	6	1.2	6	1.1
産死	全国	25,751	23.9	24,800	24.2	24,093	22.9	23,524	22.9	22,617	22.0
	沖縄県	556	31.8	507	31.7	443	25.1	494	29.3	423	24.4
	管内	102	28.9	110	31.3	121	22.5	129	24.9	116	21.4
周産期死亡	全国	4,315	4.1	4,133	4.0	3,863	3.7	3,750	3.7	3,728	3.7
	沖縄県	73	4.3	73	4.3	77	4.5	65	4.0	55	3.2
	管内	11	2.9	15	4.4	27	5.1	19	3.8	14	2.6
婚姻	全国	661,895	5.2	668,869	5.3	660,594	5.3	643,749	5.1	635,156	5.1
	沖縄県	8,401	6.0	8,842	6.3	8,803	6.3	8,473	6.0	8,695	6.1
	管内	1,530	5.7	1,568	5.9	2,451	6.1	2,276	5.6	2,442	6.0
離婚	全国	235,719	1.87	235,406	1.87	231,384	1.84	222,107	1.77	226,215	1.81
	沖縄県	3,570	2.56	3,634	2.59	3,651	2.60	3,571	2.53	3,603	2.53
	管内	585	2.17	629	2.36	926	2.31	939	2.3	972	2.39

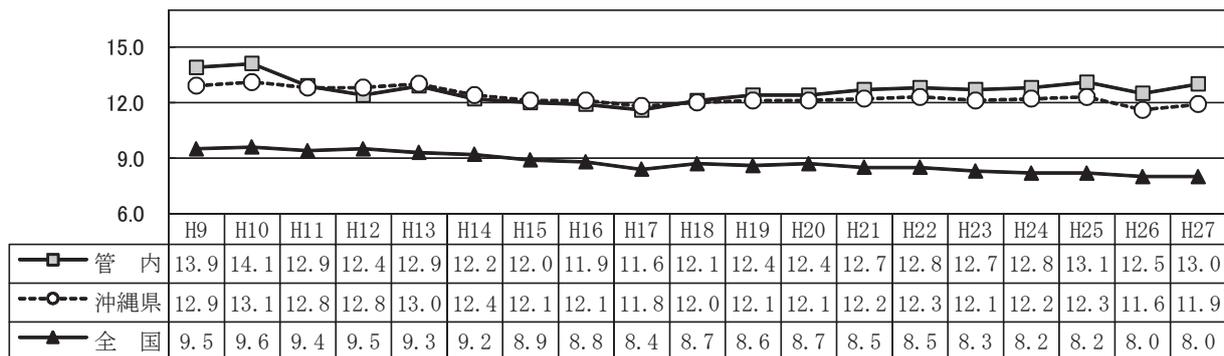
資料：厚生労働省「平成27年人口動態統計月報（概数）」、「平成27年人口動態統計確定数」

「平成27年人口動態統計月報（概数）市区町村編」

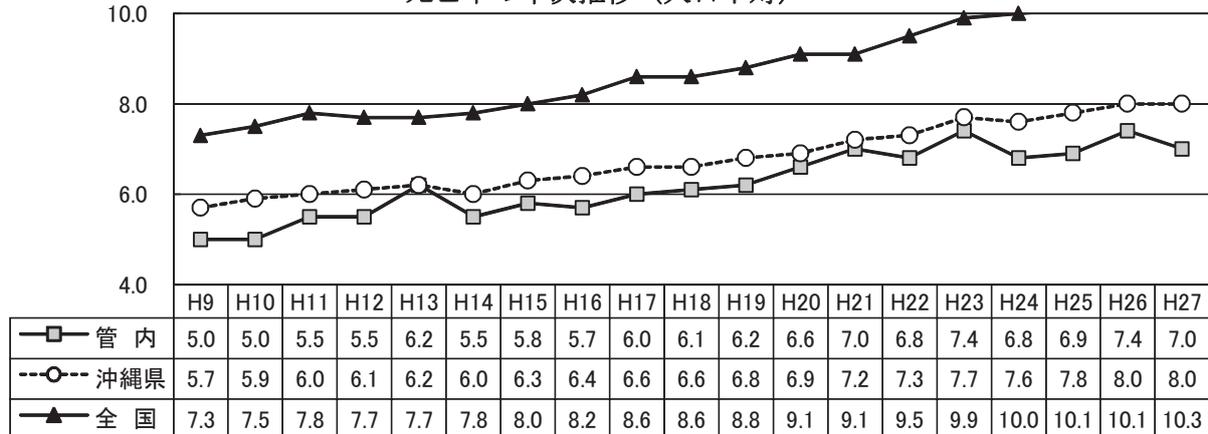
※率算出に用いた人口は、※印の年は国勢調査人口。率は人口千対。

図4 人口動態率の年次推移

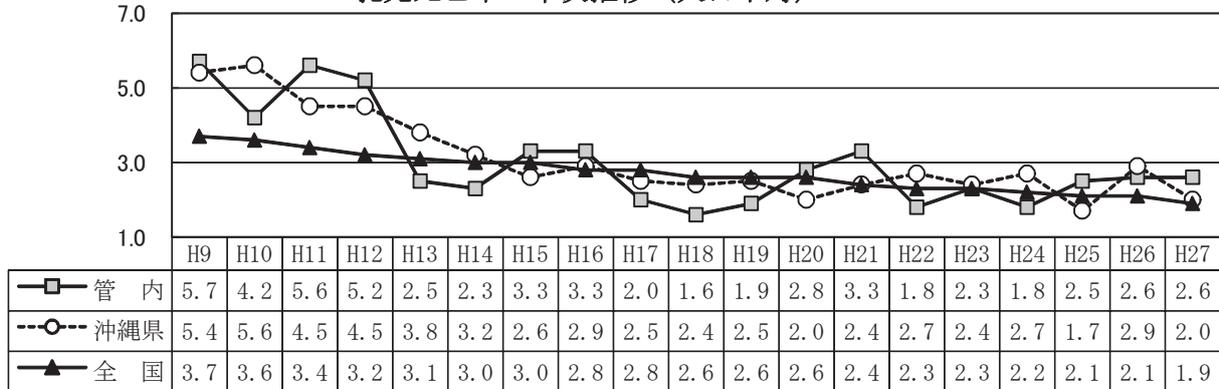
出生率の年次推移（人口千対）



死亡率の年次推移（人口千対）



乳児死亡率の年次推移（人口千対）



新生児死亡率の年次推移（人口千対）

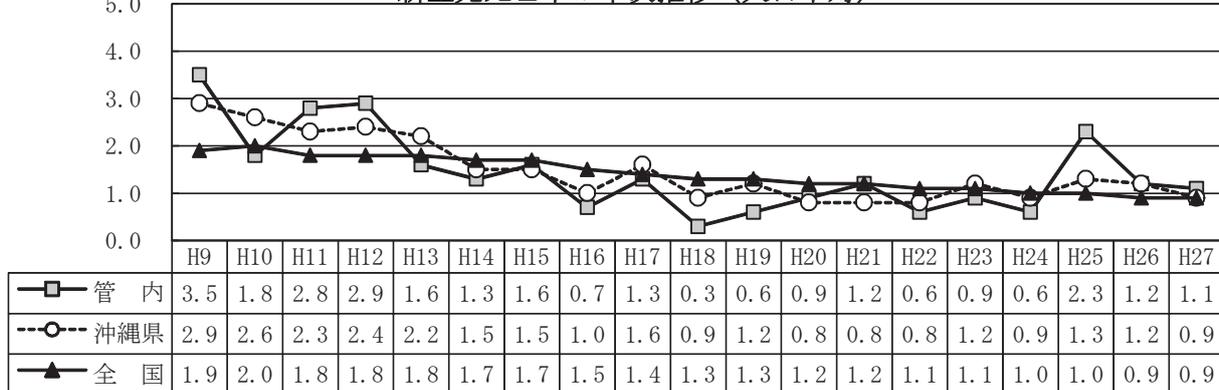


表5 死因順位（管内）

平成27年

順位	死 因	死 亡 数	死 亡 率 (人口10万対)	死亡総数に 占める割合(%)
死 亡 総 数		2,855	701.2	100.0
1	悪 性 新 生 物	782	192.1	27.4
2	心 疾 患 (高 血 圧 性 除 く)	367	90.1	12.9
3	脳 血 管 疾 患	235	57.7	8.2
4	肺 炎	228	56.0	8.0
5	そ の 他 の 呼 吸 器 系 の 疾 患	212	52.1	7.4
6	老 衰	142	34.9	5.0
7	自 殺	87	21.4	3.0
8	不 慮 の 事 故	78	19.2	2.7
9	肝 疾 患	65	16.0	2.3

資料：厚生労働省「平成27年人口動態月報（概数）市区町村編」

表6 年齢階級別死因順位（管内）

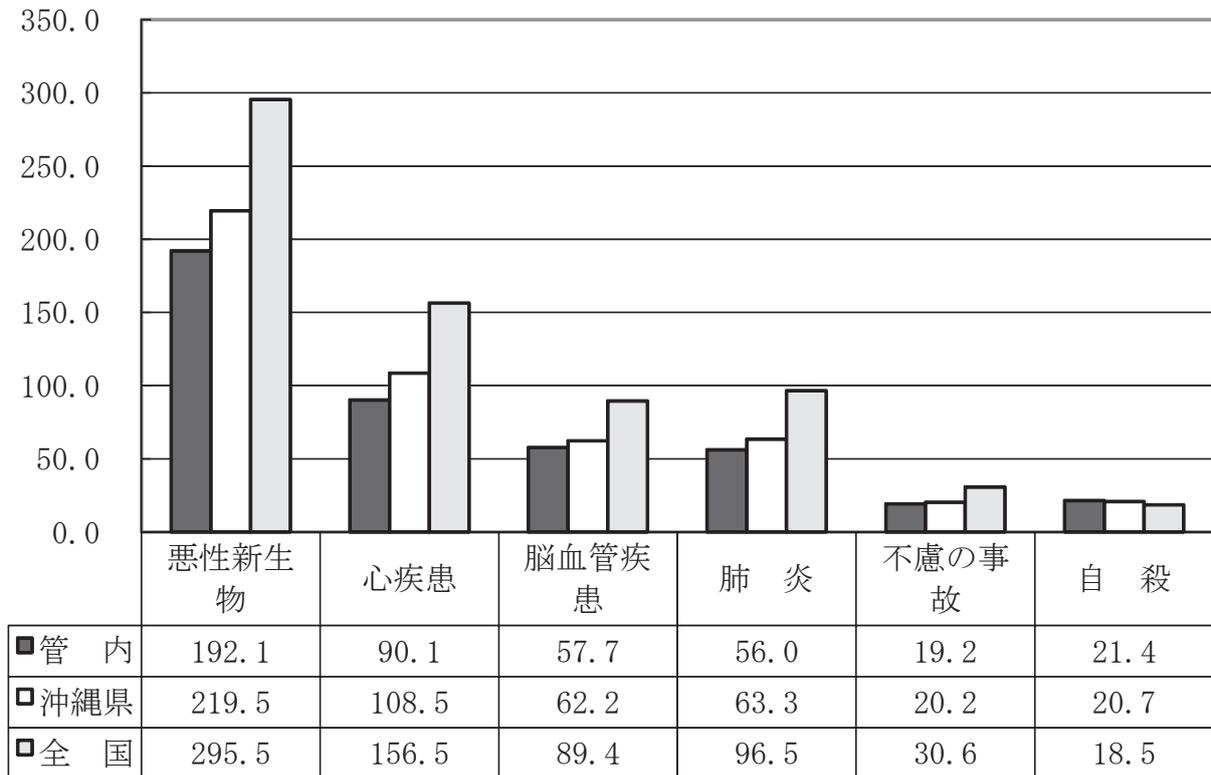
平成27年

年 齢	第 1 位		第 2 位		第 3 位		年齢階級 死亡総数
	死 因	死亡数	死 因	死亡数	死 因	死亡数	
0歳	その他の周産期に発生した病態 循環器系の先天奇形	3 3	その他の消化器系疾患	2	敗血症 周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害 消化器系の先天奇形 染色体異常、他に分類されないもの 乳幼児突然死症候群 不慮の事故	1 1 1 1 1	14
1～9歳	肺炎 不慮の事故	3 3	悪性新生物 その他の神経系の疾患 筋骨格系及び結合組織の疾患 循環器系の先天奇形 その他の先天奇形及び変形 自殺	1 1 1 1 1			12
10～19歳	不慮の事故	6	自殺	2	悪性新生物 心疾患 脳血管疾患 その他の呼吸器系の疾患	1 1 1 1	12
20～29歳	自殺	7	その他の外因	4	その他の感染症及び寄生虫病 悪性新生物 その他の新生物 心疾患 その他の呼吸器系の疾患 肝疾患 その他の消化器系疾患 不慮の事故	1 1 1 1 1 1 1	19
30～39歳	自殺	14	悪性新生物	6	肝疾患 その他の外因	3 3	40
40～49歳	悪性新生物	20	自殺	17	心疾患	8	77
50～59歳	悪性新生物	77	自殺 脳血管疾患	18 18	肝疾患	16	199
60～69歳	悪性新生物	141	心疾患	42	脳血管疾患	26	339
70～79歳	悪性新生物	211	心疾患	66	その他の呼吸器系の疾患	43	579
80～89歳	悪性新生物	236	心疾患	121	肺炎 その他の呼吸系の疾患	82 82	845
90歳以上	老衰	121	心疾患	116	肺炎	91	718

資料：厚生労働省「平成27年人口動態月報（概数）市区町村編」

図5 主要死因の死亡率(人口10万人対)国、県、管内別

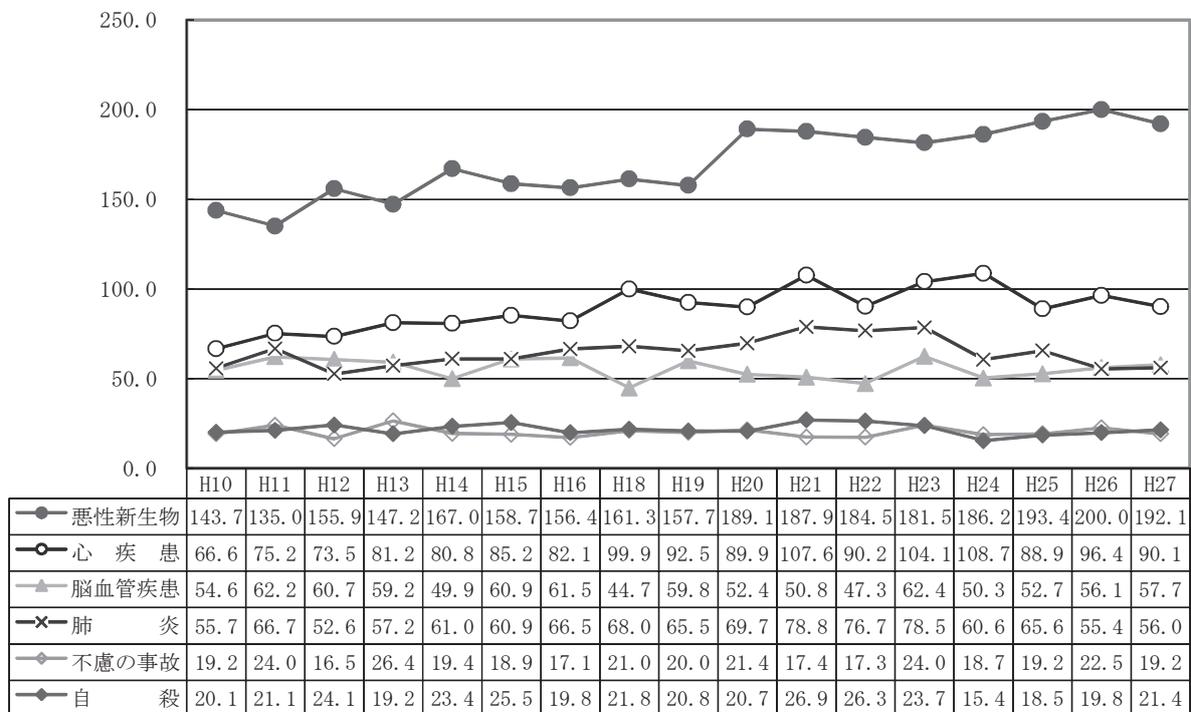
平成27年



資料：厚生労働省 「平成27年人口動態統計月報(概数)」  
 「平成27年人口動態統計月報(概数)市区町村編」

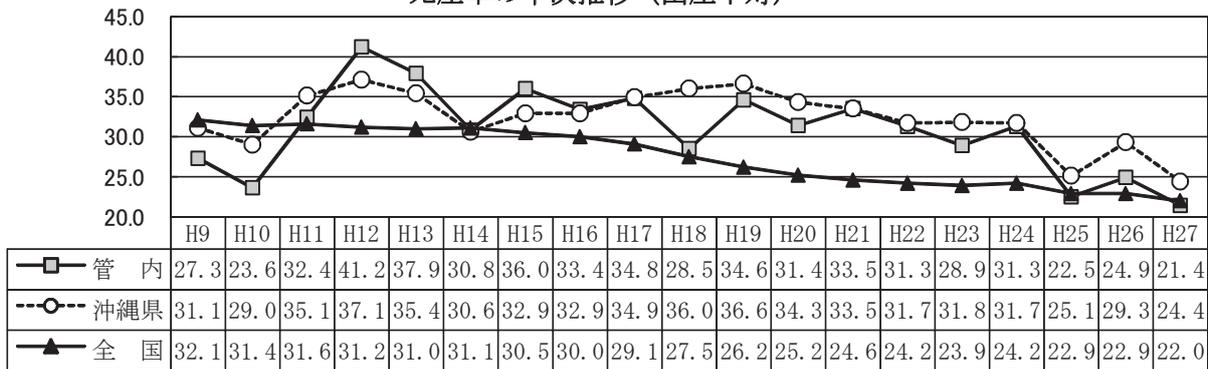
図6 管内主要死因別の死亡率(人口10万人対)の年次推移

平成27年

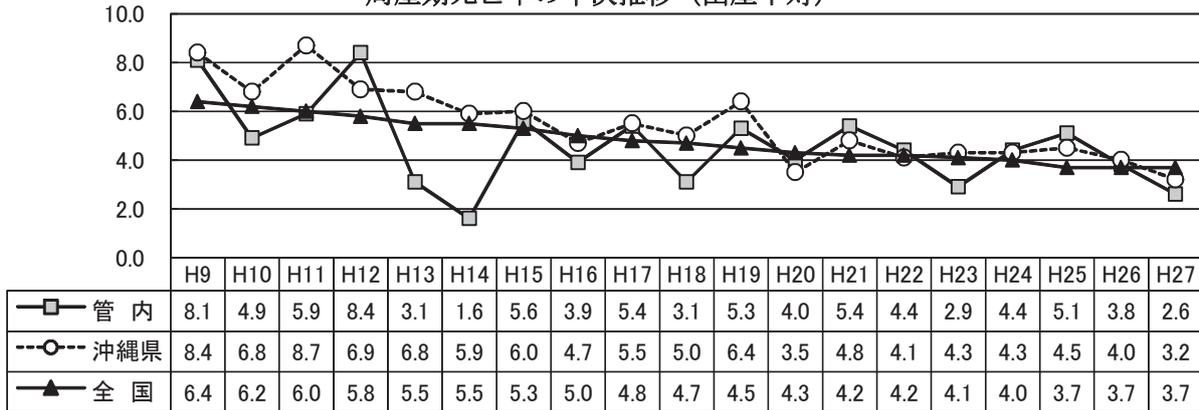


資料：厚生労働省 「平成27年人口動態月報(概数)市区町村編」  
 平成8年～24年は浦添市及び離島町村は除く。

死産率の年次推移（出産千対）

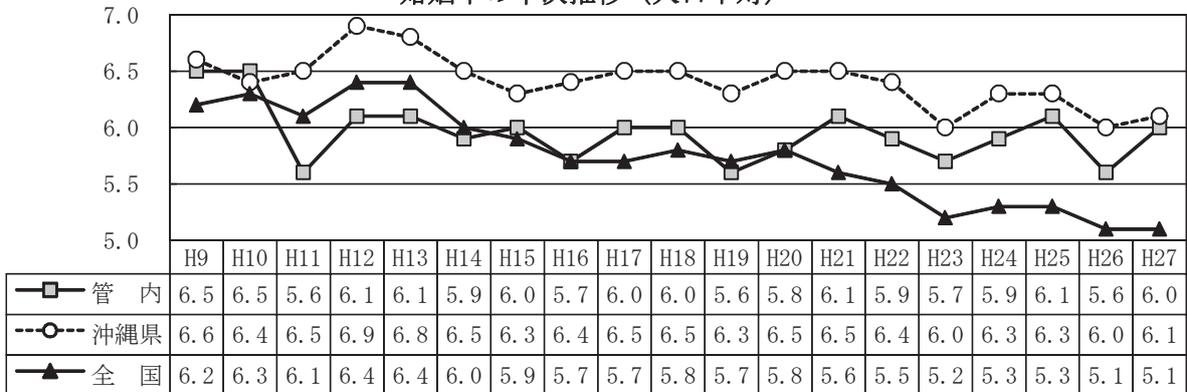


周産期死亡率の年次推移（出産千対）

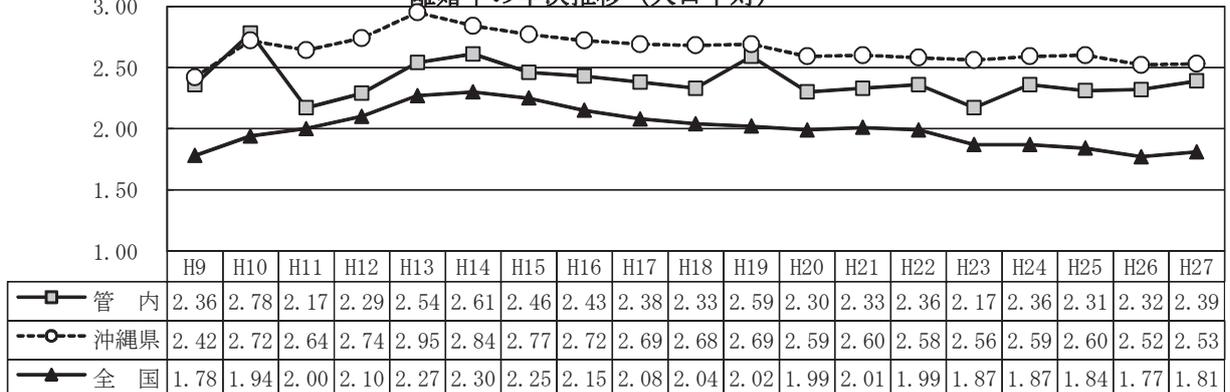


※周産期死亡：平成6年以前 妊娠満28週以降の死産＋早期新生児死亡  
平成7年以降 妊娠満22週以降の死産＋早期新生児死亡

婚姻率の年次推移（人口千対）



離婚率の年次推移（人口千対）



資料：厚生労働省 「平成27年人口動態統計月報（概数）」  
「平成27年人口動態統計（確定数）の概況」

## 7 企画調整業務

### 1) 平成27年度協議会開催状況

協議会名	委員数	任期	協議内容・目的	開催状況	議 題
南部保健所 運営協議会	10名	2年	管内市町村の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。	1回/年 平成28年 2月18日	1 健康づくり事業について ア 職場における喫煙対策について イ フッ化物洗口拡大事業について 2 長期療養児、在宅難病療養者の支援について 3 その他情報提供 ア 南部保健所生活衛生班の業務について イ 南部保健所環境保全班の業務について
南部保健所 感染症診査 協 議 会	6名	2年	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき県条例で設置された協議会で、保健所長の諮問に応じ、感染症、結核の予防及び患者の医療に関する必要な事項を協議する。	23回/年 第2,4 木曜日  (平成27 年4月～ 平成28年 3月)	診査協議件数 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条 39件 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2 127件
南 部 地 区 保 健 医 療 計 画 協 議 会	14名	2年	地域特性に応じた保健医療体制の確立とその推進を図る。	2回/年 第1回 平成27年 9月17日 第2回 平成27年 12月17日	第1回 1 沖縄県地域医療構想の策定について 2 地域医療構想策定ガイドラインについて 3 沖縄県の医療需要と必要病床数推計について 4 沖縄県地域医療構想策定にあたっての検討事項 5 南部地区保健医療計画協議会及び南部地区地域医療構想検討会議の流れ 第2回 1 第2回南部地区地域医療構想検討会議における主な意見について 2 目指すべき医療提供体制実現のための施策について 3 意見まとめ
南 部 地 区 救 急 医 療 協 議 会	9名	2年	南部地区における救急医療対策の推進と救急医療体制の整備促進を図る。	1回/年 平成28年 3月17日	1 南部圏域における救急医療の現状と課題について ア 急病に係る救急搬送人員調査 イ 沖縄県消防防災年報 ウ 救急外来受診状況調査 エ 南部医療センター・こども医療センターにおける救急医療の現状

## 2) 健康危機管理対策

### (1) 平成27年度管内健康危機管理対策連絡会議

#### ① 目的

管内における健康危機の発生を未然に防止するため、また、健康被害の発生に際し、関係機関と連携し、被害の拡大防止を図ることを目的として、保健・医療・福祉等の関係者が情報交換を行い、各機関の役割に応じた迅速かつ適切な体制の確保を図る。

#### ② 構成

南部福祉保健所、市町村代表、医療関係、消防本部、教育関係等

#### ③ 実施状況

月日	内 容	参 加 者	参加数
H27 10/1 (木)	第1回連絡会議 1) 管内の健康危機管理の体制等について 2) 中東呼吸器症候群（MERS）への対応について 3) その他情報提供 食中毒の発生事例について	市町村代表、 医療機関、消防 本部等	14人
H28 3/17 (木)	第2回連絡会議 1) エボラ出血熱疑似症患者の移送訓練について	市町村代表、 医療機関、消防 本部等	12人

#### ④ まとめ

第1回の連絡会議では、管内の健康危機管理体制について概要を説明し、関係機関との連携体制の確認を行った。

また、中東呼吸器症候群（MERS）への対応について、発生状況や政府や県の対応等を説明し、意見交換を行った。

第2回の連絡会議では、エボラ出血熱疑似症患者の移送訓練について説明し、疑似症患者発生時の関係機関との連携について意見交換を行った。

### (2) 平成27年度南部福祉保健所健康危機管理対策委員会

#### ① 内容等

所内における健康危機管理を総合的、組織的、機動的に推進するために設置する委員会であり、

- a 健康危機に関する情報の集約及び各班の対応事項の調整・明確化に関すること
- b 平常時における健康危機管理業務の進行管理に関すること
- c 緊急事態に対する想定訓練に関すること
- d 健康危機に関する的確、迅速な調査の実施及び初動体制の強化に関すること

などを実施する。

## ② 組織

委員長には福祉保健所長、副委員長には保健総括並びに福祉総括を充て、委員には各班長及び健康推進班・生活衛生班からそれぞれグループ代表を充てる。

## ③ 開催（定例）

毎月第4月曜日に委員会を定例で開催する。

## ④ まとめ

所内の健康危機管理体制整備、健康危機に関する報告及び情報提供（中東呼吸器症候群（MERS）、レプトスピラ症、デング熱、劇症型溶血性連鎖球菌感染症、ノロウイルス、食中毒、流行性耳下腺炎、インフルエンザ等）、情報伝達訓練の実施、防護服着脱訓練の実施、南部福祉保健所における災害時対応マニュアルの見直し、AC（アクションカード）による初動体制の整備及び訓練の実施、エボラ出血熱疑似症患者発生時の移送訓練の実施など

### 3) 重点連携事業について

旧福祉保健部における福祉・保健・医療分野相互の連携を推進することを目的として、平成18年度から実施してきた重点連携事業については、一定程度の成果及び連携が進んだことから、平成21年度をもって廃止となった。

しかしながら、各分野の連携については、今後とも効果的な施策実施の観点から重要であるとの認識に鑑み、引き続き、福祉・保健・医療分野相互に連携しながら、各種事業を推進している。

※「福祉保健連携推進会議設置要綱（平成18年度～平成20年度）」及び「福祉保健部重点連携事業実施要綱（平成21年度）」に基づき、重点連携事業を実施。

# 8 予 算

平成27年度歳入・歳出の状況

単位：千円

歳 入			歳 出	
科 目	収入額	未済額	科 目	決算額
一 般 会 計			一 般 会 計	
(款) 分担金及び負担金	1,362	1,437	(款) 総 務 費	1,779
(項) 負担金	1,362	1,437	(項) 総務管理費	1,779
(目) 民生費負担金	1,362	1,437	(目) 人事管理費	1,779
(節) 児童福祉施設負担金	1,362	1,213	(款) 民 生 費	1,412,518
(節) 知的障害者援護施設負担金	0	224	(項) 社会福祉費	104,227
(款) 使用料及び手数料	8	0	(目) 社会福祉総務費	24,465
(項) 使用料	8	0	(目) 障害者福祉費	74,675
(目) 衛生使用料	8	0	(目) 老人福祉費	3,240
(節) 土地使用料	6	0	(目) 障害者自立支援諸費	1,847
(節) 建物使用料	0	0	(項) 児童福祉費	55,227
(節) 保健所使用料	2	0	(目) 児童福祉総務費	19,869
(款) 財 産 収 入	241	—	(目) 児童措置費	7,662
(項) 財産運用収入	241	—	(目) 母子福祉費	20,352
(目) 財産貸付収入	241	—	(目) 児童福祉施設費	7,344
(節) 建物貸付料	221	—	(項) 生活保護費	1,253,064
(節) 土地貸付料	20	—	(目) 生活保護総務費	38,138
(款) 諸 収 入	41,677	39,375	(目) 生活保護扶助費	1,214,926
(項) 貸付金元利収入	0	43	(款) 衛 生 費	59,146
(目) 民生貸付金元利収入	0	43	(項) 公衆衛生費	11,385
(節) 福祉資金貸付金元利収入	0	43	(目) 予 防 費	1,913
(項) 雑 入	41,677	39,332	(目) 結核対策費	5,164
(目) 雑 入	41,677	39,332	(目) 精神衛生費	891
(節) 雑 入	41,677	39,332	(目) 母子保健衛生費	240
			(目) 小児慢性特定疾患対策費	380
			(目) 健康増進推進費	2,139
			(目) 原爆障害対策費	66
			(目) 特定疾患対策費	592
			(項) 環境衛生費	12,738
			(目) 食品衛生指導費	5,012
			(目) 環境衛生指導費	7,726
			(項) 環境保全費	1,018
			(目) 環境保全費	1,018
			(項) 保健所費	32,523
			(目) 保健所費	31,063
			(目) 保健所施設整備費	1,460
			(項) 医 薬 費	1,482
			(目) 医 務 費	946
			(目) 薬 務 費	536
			(目) ハブ対策費	—
			(款) 教 育 費	—
			(項) 大 学 費	—
			(目) 看護大学費	—
			特 別 会 計	
			(款) 民 生 費	78,780
			(項) 母子父子寡婦福祉費	78,780
			(目) 母子父子寡婦福祉費	78,780